

ご家族様・身元引受人様 各位

社会福祉法人仁成福祉協会

入所者様との面会の変更について

日頃は、当法人の施設運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、厚労省より発出された「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」(令和3年11月24日付事務連絡)に基づき、入所者様との面会を下記の通り変更いたしましたので、ご連絡申し上げます。1日あたりの面会件数につきましては、引き続き制限させていただきます。

なお、オミクロン株等により感染が拡大した場合は、入所者様との面会を制限させていただく場合がございます。

何卒、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

入所者様との面会について

●入所者様との面会をご希望される場合のお手続き

- ・面会をご希望される場合は、施設の相談員にお申し出ください。
 - ・面会をご希望される方は、「**新型コロナワクチン接種記録書**」又は「**検査日を含む3日以内の検査結果証明書【PCR検査、又は抗原定量検査(抗原定性検査ではありません)】**」を施設の担当者にご提示ください。
 - ・面会をご希望される方は、それぞれ「面会依頼書」をご記入の上、ご提出してください。
 - ・引き続き感染防止対策を徹底いたした上で、ご面会いただけます。
- ・ワクチンの接種済みや検査結果が陰性であることを確認できた場合であっても、「面会依頼書」の《**確認事項**》をチェックし、何れか該当する項目がある場合は、面会は原則としてお断りいたします。

《確認事項》

- ①発熱(原則37度以上)、のどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等がある。
- ②上記①の症状のほか、その他体調不良がある。
- ③同居家族や身近な者に、①の症状がある者がいる。
- ④新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者である。
- ⑤過去2週間内に新型コロナウイルス感染症の感染者、感染の疑いある者との接触がある。
- ⑥過去2週間以内に発熱等の感染症が疑われる症状がある。
- ⑦過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察を必要とされている国・地域への渡航歴がある。
- ⑧《面会時の感染防止対策》を順守できない。

- ・入所者様と面会する際は、《**面会時の感染防止対策**》を、必ず順守してください。

《面会時の感染防止対策》

- ①面会者の人数及び面会時間は、必要最小限としてください。
- ②面会は、原則として所定の場所で行ってください。
- ③面会時間を通じてマスクを必ず着用してください。
- ④面会の前後に手指消毒を行ってください。
- ⑤面会者の手指や飛沫等が入所者様の目、鼻、口にふれないように配慮してください。
- ⑥面会場所での飲食は控えてください。また、大声での会話は控えてください。
- ⑦施設のトイレは極力使用しないでください。なお、トイレを使用される場合は、職員へご連絡ください。

- 面会后、面会日を含めて3日以内に、発症もしくは感染していたことが明らかになった場合は、施設へ必ず連絡してください。(厚労省よりの要請事項)

感染を予防するためご協力をお願いいたします。

以上